

平成 28 年度第 2 回社会福祉審議会議事録

○ 日時：平成 29 年 2 月 22 日（水）午後 6 時 30 分から午後 7 時 40 分

○ 場所：大和市保健福祉センター 5 階 501 会議室

○ 参加：

[出席委員] 13 名

小田委員、国兼委員、高橋委員、金子委員、大庭委員、井上委員、小野委員、平田委員、和田委員、
前川委員、近藤委員、三枝委員、杉山委員

[欠席委員] 2 名

北林委員、桐原委員

[事務局・担当課]

健康福祉総務課、介護保険課、高齢福祉課、生活援護課、こども総務課

【次第】

1. 開 会

2. 会長あいさつ

3. 議 題

(1) 新規事業等の進捗状況について

①大和市の介護予防・日常生活支援総合事業について

②生活困窮者自立支援事業について

(2) 社会福祉充実計画にかかわる専門委員会の設置について

4. その他

5. 閉 会

以下、要旨記録

1. 開 会

2. 会長あいさつ

介護保険法と同時に社会福祉法の改正となる。地域福祉計画は第 107 条に規定されているが、その中で定める項目は 4 項目となり、1 項目追加されている。大きなところでは、地方公共団体に課せられている地域福祉計画の策定が任意規定から、努力義務化となる。また、計画の進行管理に関しては、定期的な計画の見直しや PDCA サイクルも重要となる。

3. 議題

(1) 新規事業等の進捗状況について

①大和市の介護予防・日常生活支援総合事業について

担当課より資料 1 に基づき内容を説明。

委 員：新事業である地域リハビリテーション活動支援事業について、桜ヶ丘中央病院のリハビリ関係の方が地区のサロン等にて無料で指導してくれていると聞いている。そのような機関との連携はしているのか。

担当課：桜ヶ丘中央病院も、現在調整をしており、そのような活動を地域の中で広めていきたいという

意向があると聞いている。市としても、市内の他のリハビリ病院等と連携して進めていきたいと考えている。

委員：ヘルパーが少ないという話があるが、研修期間を短くするなど緩和措置をして、養成していく必要があると思う。市で実施する養成事業では、どの程度の人数を着地点として見込んでいるのか。

担当課：3月の研修は、定員20人の予定である。平成29年度にも年6回の同規模の研修を予定している。

委員：市の研修で養成されるヘルパーは旧ホームヘルパー3級くらいか。

担当課：現状の訪問介護では旧ホームヘルパー2級以上の資格が必要だが、そこに満たない旧ホームヘルパー3級の方または市の研修を受けた方が、サービスAの提供ができる。

委員：市の研修を受けた場合は、旧ホームヘルパー2級、旧ホームヘルパー3級と同等というところ方でよいのか。

担当課：人員基準を緩和したサービスAは、すべての訪問介護を実施できるものではない。調理や買い物など、生活援助のサービスに限りこの緩和した基準の者ができることになる。身体に触れる身体介助のサービスを提供できるのは、従来どおりの資格者となる。

委員：研修は市で実施するのか。

担当課：そのとおり。他市の状況は、市が主催するところそうでないところ、様々である。

②生活困窮者自立支援事業について

担当課より資料2に基づき内容を説明。

委員：市としては、今回の結果をどうとらえているのか。

担当課：相談件数は近隣市町村に比べると多いが、今回は新規の相談件数が減ったので、今後はその掘り起こしに力を入れていきたい。プラン策定件数は、全体の相談件数の中で見ると件数は少ないが、他機関へつなぐことにより状況が好転することも多かったため、十分に対応できていると考えている。

委員：今回初めての試みでなんでも相談会を実施したとのことだが、状況はどうだったか。

担当課：十数組の申し込みの中で、当日の参加は7組ほどであった。20代から高齢者まで、相談の年代はさまざまであった。

委員：ワーカー一人当たりの数はどうか。また、対応が本人へのものなのか、家族へのものなのかにより対応は異なってくるが、福祉関係部署で連携はできていたのか。

担当課：相談体制は主任の相談員が1名とその他の相談員2名の3名体制である。直接相談者以外に対する支援というケースは少なく、逆に家族から本人の支援の協力をしてもらうことがある。他機関では、包括支援センターから協力をいただき、解決に至っているケースがある。

委員：家計を管理できず貧困に陥っている方もいると思うが、家計相談の件数はどのようにになっているのか。

担当課：現状、家計相談支援は取り組んでいない。しかし、そういった債務を抱えている方の相談は少ないと感じているため、生活環境の改善のために今の体制で可能な限り対応していきたいと考えている。また、プランナーの活用により充実を図っていきたい。

委員：社協では、食糧支援依頼を請け負っているが、一昨年から一般の人から缶詰等の寄付を受けて、それを相談にきた人に提供している。相談にきた人にはとても喜んでもらっていて、職員の付加価値として積極的にそういうことをやっていることを知っておいてほしい。

委員：高齢者の方の余っている食材などについては、このような社協が展開しているフードバンク事業の紹介をした。ただ、周知するアイテムがなく、対面であれば話して伝えることはできるが、そういった周知の面などでも市に事業のフォローをしてほしい。

(2) 社会福祉充実計画にかかわる専門委員会の設置について

担当課より資料3に基づき内容を説明。

続いて、事務局より社会福祉審議会内における専門委員会の位置づけについて大和市社会福祉審議会規則に基づき説明。専門委員会の委員については会長が指名し、委員長については、事務局としては会長をお願いをしたい。また、新たに専門委員会を設置することから、専門委員会運営要領の改正が必要となるため、審議いただきたい。

委員：社会福祉法の改正に伴い、社会福祉法人の制度改革が図られた。ただ、保育所を一か所だけ運営しているような法人に余剰残額が出るとは思えず、実際にどの程度の法人が計画を出してくるかわからない。大和市が所轄庁である法人は市内に17法人だが、それ以外で例えば、大和市で相談支援事業を行っているすずらんの会は、相模原市に法人本部があるが、市内の事業所で事業を実施する場合は、こちらの取り扱いとなるのか。

担当課：所轄庁が計画の承認を行うこととなっており、すずらんの会については本市が所轄庁ではないため、所轄する地域で審査、計画の承認を行うこととなる。(※最新の厚労省発出のQ&Aでは、他市等が所轄庁となっている法人でも、事業の計画区域が本市の場合、本市の専門委員会で意見聴取を行うこととなっている。)

委員：大和市が所轄する17法人を示すことは可能か。

担当課：可能である。大和市が所轄する法人は、本市のみに事業所をおく法人である。二市以上にまたがって事業所をおく法人については、基本的に県が所轄庁となる。

委員：地域公益事業の具体例を知りたい。

担当課：独居高齢者の方の見守りや、ゴミ出しなどの日常生活支援、貧困家庭の学習支援等、地域の需要に基づいて行われる事業である。

委員：貧困家庭の学習支援を、施設の建物を使って行うといった事業が増えそうである。

委員：川崎市麻生区の特養では福祉車両を貸し出し、ボランティアの方が、高齢者の方の地域のサロンまでの送迎を行っているときいた。更にこのボランティアの方々が、特養入居者の外出の機会を増やすために、花見を開催するなど自発的に始めたと聞いている。

会長：運営要領を改正案どおりに改正し、社会福祉審議会内に専門委員会を設置することでよろしいか。

委員：異議なし。

4. その他

特になし。

事務局より次回以降のスケジュールについて説明。平成31年度からの次期地域福祉計画の策定に向け、平成29年度中に市民に対する意識調査を始めたい。これに関して委員より意見を伺いたく、平成29年に1回、平成30年に2回委員会の開催を予定している。

5. 閉会

以上